

瀬戸内市ふるさと団体応援寄附金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、瀬戸内市応援寄附条例（平成20年瀬戸内市条例第45号。以下「条例」という。）第2条第8号に掲げる事業を指定して行う寄附のうち、寄附者が特定の市民活動団体（以下「団体」という。）を指定して寄附をする寄附金を、瀬戸内市ふるさと団体応援寄附金（以下「寄附金」という。）として当該団体に交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 寄附金の交付の対象となる団体は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 団体に係る要件

ア 市内に主たる事務所（レターボックスや私書箱等の郵便物受取用の所在地を事務所とするものは除く。）を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること。

イ 法人格の有無に関わらず、定款、規約又はこれに準ずるものを備えていること。

ウ 5人以上の構成員で組織された団体であること。

エ 公的機関から継続的に補助金等の交付を受ける法人でないこと（補助金等の総額が法人の歳出規模の2分の1未満である場合を除く。）。

オ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）別表に掲げる活動又はその他社会貢献を行う非営利活動団体のうち特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び法人格を持たない団体であること。

カ 特定非営利活動法人の場合には、法で定めるところにより事業報告書を所轄庁へ提出していること。

キ 瀬戸内市暴力団排除条例（平成23年瀬戸内市条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等若しくはこれらの者と密接な関係を有する者が所属する団体でないこと。

(2) 活動に係る要件

ア 公益性の高い活動を行っており、次のいずれにも該当すること。

(7) 瀬戸内市の施策と整合する活動を行っていること。

(イ) これまでに瀬戸内市市民活動応援補助金交付要綱(平成 22 年瀬戸内市告示第 9 号)、瀬戸内市協働提案事業補助金交付要綱(平成 27 年瀬戸内市告示第 18 号)、瀬戸内市地域イベント支援補助金交付要綱(平成 28 年瀬戸内市告示第 2 号)又は瀬戸内市学生等チャレンジ補助金交付要綱(令和 5 年瀬戸内市告示第 8 号)に定める補助金(以下「市民活動応援補助金等」という。)の交付を受けて、補助の対象となる事業(瀬戸内市市民活動応援補助金交付要綱第 2 条第 4 号に定める事業を除く。)を行った実績があること。

イ 市内において計画的かつ継続的な活動を行うことが見込まれ、市内に在住し活動する構成員が1人以上いること。

ウ 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。

エ 活動の目的が、宗教、政治的なものでないこと。

(寄附金の使途の要件)

第3条 寄附金の使途は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 団体が自主的、自発的に行う公益的な事業及びそれに伴う必要な経費であること。
- (2) 法別表に掲げる活動又はその他社会貢献を行う活動に必要な経費であること。
- (3) 市民の便益につながる事業に必要な経費であること。
- (4) 構成員のみを対象とする事業への経費でないこと。
- (5) 宗教的、政治的活動のための経費でないこと。

(支援の申請)

第4条 寄附金を活用して資金調達に主体的に取り組む意思のある団体は、寄附金支援申請書(様式第1号。以下「支援申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。なお、次に掲げるもののほか、市の求めがあった場合は、必要な資料を提出するものとする。

- (1) 誓約書(様式第1号の2)
- (2) 寄附金に係る個人情報の管理体制等について(様式第1号の3)
- (3) その他、支援申請書に掲げる資料

2 市長は、前項の団体について、前2条に規定する要件を満たしていると確認ができた場合には、当該団体を寄附の支援の対象団体(以下「支援対象団体」という。)として市のホームページ等で紹介し、寄附の募集及び受付を行う。なお、その判断に当たっては、市長は必要に応じて関係部署又は関係機関等に意見を求めることができる。

3 支援対象団体は、支援申請書に記載した内容に変更が生じた場合又は前2条に規定する

要件を満たすことができなくなった場合には、その内容を市に報告するものとする。

(支援の辞退)

第5条 支援対象団体が当該支援を辞退する場合には、寄附金支援辞退届(様式第2号。以下「辞退届」という。)を提出するものとする。また、辞退届を提出することなく解散した支援対象団体については、解散の時点をもって当該支援を辞退したものとみなす。

2 前項の場合において、当該支援対象団体を指定して現に瀬戸内市応援基金(以下「基金」という。)に積み立てている寄附金及び一般会計に受け入れている寄附金については、寄附者が特定の支援対象団体を指定しなかったものとして取り扱うものとする。

(支援の中止等)

第6条 支援対象団体に法令違反、定款・規約の違反等ふさわしくない事象が発生した場合には、市長は当該支援対象団体に対し改善を求めるとともに第4条第2項に定める紹介、寄附の募集及び受付を中止することができる。

2 前項の規定により、改善を求めた日から1年以上経過してもなお事象が引き続き改善されない場合には、支援対象団体から除外することができる。この場合においては、当該支援対象団体を指定して現に基金に積み立てている寄附金及び一般会計に受け入れている寄附金については、寄附者が特定の支援対象団体を指定しなかったものとして取り扱うものとする。

(寄附者の情報提供)

第7条 市長は、寄附者が寄附を行った支援対象団体に対して自身の情報を提供することに同意した場合に限り、次条に定める用途に限って当該寄附者の個人情報(次条の目的を達成するために必要な情報に限る。)を提供することができる。

(礼状等)

第8条 前条の個人情報の提供を受けた支援対象団体は、寄附者に礼状等(経済的価値があり、返礼品等に該当するものを除く。)を送ることができる。

(交付手続)

第9条 寄附金の交付を受けようとする支援対象団体は、交付を受けようとする年度ごとにおいて、寄附金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 寄附金活用事業計画書(様式第3号の2)

(2) その他参考資料

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が適正であると判断した場合に

は、速やかに寄附金を交付するものとする。なお、次条に定める上限額に満たない金額で寄附金の交付手続を行った場合、その差額については寄附者が特定の支援対象団体を指定しなかったものとして取り扱うものとする。

(寄附金の交付額)

第10条 前条の規定により交付する寄附金の上限額は、寄附金の交付を受けようとする年度の前年の1月1日から12月31日までに当該支援対象団体を指定して寄附された寄附金の合計額から別に定める寄附の募集に際し市が負担した費用を控除した額とする。

(交付の条件)

第11条 寄附金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この告示の規定に従うこと。
- (2) 寄附金は、寄附金活用事業計画書に記載した事業に充てること。
- (3) 支援対象団体は、寄附の募集を開始した日の属する年の翌年の4月1日から6月30日までの間に第9条第1項に規定する交付手続を行うこと。なお、この間に手続を行わなかった場合の当該寄附金については、寄附者が特定の支援対象団体を指定しなかったものとして取り扱うものとする。
- (4) 寄附金活用事業計画書の内容を変更する場合には、事前に寄附金変更申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出すること。
 - ア 寄附金活用変更事業計画書(様式第4号の2)
 - イ その他参考資料
- (5) 寄附金の交付を受ける年度において、市民活動応援補助金等の交付を受けないこと。
- (6) 寄附者から問い合わせがあった場合には、真摯に対応すること。
- (7) 寄附金に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、寄附金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(交付の取消し等)

第12条 市長は、次に掲げる場合には、寄附金の交付について、その全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 支援対象団体が、法令又はこの告示に違反した場合
- (2) 支援対象団体が、寄附金を不正その他不適當な用途に使用した場合
- (3) 交付決定後に生じた事情の変更等により、寄附金を交付することが適當でないと判断した場合

2 市長は、前項において取消し、又は変更した場合において、既に当該取消しに係る部分

に対する寄附金が交付されているときは、期限を付して当該寄附金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(返還された寄附金の取扱い)

第13条 前条の規定により返還された寄附金については、寄附者が特定の支援対象団体を指定しなかったものとして取り扱うものとする。

(活用事業の情報発信)

第14条 支援対象団体は、毎年度、自らのホームページ、SNS、会報等の情報発信媒体において、活動状況、決算状況及び寄附金の使途等を積極的に広く情報発信しなければならない。

(実績報告)

第15条 寄附金の交付を受けた支援対象団体は、交付された寄附金のその年度における活用実績について、寄附金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して、翌年度の6月30日までに提出しなければならない。ただし、第5条の規定により辞退届を提出した支援対象団体については、辞退届の提出日が属する年度における活用実績について記載した実績報告書を、翌年度の6月30日までに提出しなければならない。

(1) 寄附金活用実績報告書(様式第5号の2)

(2) その他参考資料

(状況報告及び調査)

第16条 市長は、寄附金の使途等に関し、必要があると認めるときは、支援対象団体に対して、寄附金の使途等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(個人情報の保護)

第17条 支援対象団体は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。なお、支援対象団体が、その業務の一部を外部委託等する場合においては、委託先等に対しても、個人情報に関する適正な取り扱いを義務付けなければならない。

2 支援対象団体において、個人情報の流出などの事故又は事故につながるおそれのある事案が発生した場合には、直ちに流出を防止するために必要な措置を講じるとともに、速やかに市に報告しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めがない事項については、条例の定めによるものとする。

2 前項に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。